

市廃審 第27-004号
平成27年12月21日

市川市長 大久保 博 様

市川市廃棄物減量等推進審議会

会 長 三 橋 規 宏



市川市廃棄物減量等推進審議会の会議結果について(報告)

このことについて、第77回市川市廃棄物減量等推進審議会会議録を市川市廃棄物減量等推進審議会規則第3条第4項の規定に基づき作成しましたので、報告いたします。

なお、当審議会の設置趣旨及び活動を広く市民に知っていただくため、会議録につきましては必要に応じて公表することについては差し支えありません。

《会 議 録》

- [会議名称] 第 77 回 市川市廃棄物減量等推進審議会
- [開催日時] 平成 27 年 1 月 25 日 (水) 10 時 00 分～12 時 00 分
- [開催場所] 市川市役所 市川南仮設庁舎 1 階 会議室
- [出席委員] 三橋規宏会長、松本定子副会長、大場諭委員、金子俊郎委員、岩田元一委員、福島満委員、原木一正委員、安東紀美代委員、柳沢泰子委員、石井静雄委員、官方英二委員 (以上 11 名)
- [事務局等] (1)清掃部 吉野部長、高橋次長
(2)循環型社会推進課 竹中課長、松丸主幹、道家、藤原、河村、佐々木、堀川、岡
(3)清掃事業課 村越課長、吉岡主幹
(4)清掃施設計画課 山口課長
(5)クリーンセンター 川島所長、椎名副参事
- [傍 聴 者] 1 名
- [会議次第] (1)開会
(2)議題 さらなるごみの減量・資源化に向けた新たな施策について
①前回の審議会における主なご意見等について (報告)
②家庭ごみ有料化制度について
・プラスチック製容器包装類の取扱い
・料金水準
・手数料の減免等
・その他
③ごみ収集回数の削減及び戸別収集の導入について
(3)閉会
- [配付資料] 資料 1 前回の審議会における主なご意見等
資料 2 意見交換会の開催状況について
資料 3 家庭ごみ有料化制度について
資料 4 家庭ごみ有料化制度におけるプラスチック製容器包装類の取り扱いについて
資料 5 家庭ごみ有料化の手数料水準について
資料 6 家庭ごみ有料化制度における減免等の方法について
資料 7 ごみ収集回数の削減及び戸別収集の導入について
- [会議概要] 前回の審議会における主なご意見等、家庭ごみ有料化制度、ごみ収集回数の削減及び戸別収集方式の導入について、事務局から配付資料の説明を行うと共に、各委員からの質疑に回答する形で審議会を進めた。

〔会議詳細〕

【開 会】 午前 10 時 00 分

三橋会長：委員の皆様、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから「第 77 回市川市廃棄物減量等推進審議会」を開催いたします。

本日の会議を始めるにあたって、事務局から報告事項などがあればお願いします。

竹中課長：本日の会議につきましては、金子正 委員、代谷陽子 委員、高橋洋平 委員、稲垣操 委員が所用にて欠席されていますが、委員 15 名の方の半数以上が出席されております。本審議会規則第 3 条第 2 項に定める会議開催の要件を満たしておりますので本会議は成立いたします。

また、本日の議題の中には、非公開情報が含まれておりませんので、公開会議で開催させていただきます。なお、傍聴者が 1 名いらっしゃいますので、ご了承ください。以上でございます。

— 傍聴者を室内へ誘導する —

【事務局への資料説明依頼】

三橋会長：さっそく、審議に入りたいと思います。

議題として、諮問された「さらなるごみの減量・資源化に向けた新たな施策について」前回到引き続き審議を進めていきたいと思います。

それでは事務局から、議題 1 「前回の審議会における主なご意見等について」報告をお願いします。

【配付資料確認】

竹中課長：はじめに、資料の確認をさせていただきます。

○資料 1 前回の審議会における主なご意見等

○資料 2 意見交換会の開催状況について

資料 2 につきましては、最新の集計結果を記載したものを机にお配りしておりますので、差し替えをお願い致します。

○資料 3 家庭ごみ有料化制度について

○資料 4 家庭ごみ有料化制度におけるプラスチック製容器包装類の取り扱いについて

○資料 5 家庭ごみ有料化の手数料水準について

○資料 6 家庭ごみ有料化制度における減免等の方法について

○資料 7 ごみ収集回数の削減及び戸別収集の導入について

不足している資料がございましたら、おっしゃっていただければと思います。

【議題1の報告】（前回の審議会における主なご意見等：資料1～2）

竹中課長：それでは、前回の審議会における主なご意見等についてご報告いたします。

＜資料1 前回の審議会における主なご意見等＞

資料1 「前回の審議会における主なご意見等」をご覧ください。

前回の審議会で委員の皆様から頂戴いたしました、主なご意見やご質問などについて、まとめたものでございます。

いくつか抜粋してご紹介しますと、

1の市民の反応や周知等に関しましては、

家庭ごみ有料化などの施策をより効果的に実施するためには、きめ細かい説明を行うことで市民の理解を得ることが重要である、といった趣旨のご意見が複数ございました。

2の家庭ごみ有料化制度に関しましては、

プラスチック製容器包装類を対象品目にするか否かについてのご意見や、料金水準が高ければ排出抑制効果も高くなるが、それに伴う不法投棄などの問題や、千葉県内での整合性を考えるべきであるといった趣旨のご意見があったところでございます。

3のごみ収集の関係では、

まず、**収集回数の削減**に関して、共同住宅のごみ集積所の容量の問題など、収集回数を削減することに伴って想定される問題への対応策を検討することが必要であるといったご意見のほか、

戸別収集に関して、共同住宅の割合などの市川市の特性について考慮して検討すべき、という趣旨のご意見がございました。

なお、収集全般に関して、長時間ごみが残ったままである場合は、行政が対策を検討する必要があるといったご意見があったところでございます。

＜資料2 意見交換会の開催状況等について＞

続きまして、資料2「意見交換会の開催状況等について」をご覧ください。

現在、3つのプランの具体的な検討項目などにつきまして、市民の皆さまからご意見を伺うため、意見交換会を開催しております。

昨日までに9箇所で開催済みで、延べ310人の参加者があったところです。

また、アンケート調査につきましては、3,000名を対象にした、郵送によるアンケートを実施中で、インターネットを活用したeモニター制度によるアンケートも12月から実施する予定です。

資料には、11月22日までの意見交換会で実施しましたアンケート結果の速報値と、当日の説明に用いました配布資料を添付しております。

今後も引き続き、市民の皆様への周知を図っていくため、意見交換会を実施していく予定でございます。

報告は以上でございます。

【議題1の質疑応答】

三橋会長：事務局から前回の審議会における主なご意見等、意見交換会の開催状況について説明がありました。これについてご意見なりあればお出してください。

－質問・意見なし－

これは前回のまとめですので。

今日の主な議題は（2）（3）となります。

よろしければ、今の資料1、資料2の説明を参考にして、今日の中心議題である（2）家庭ごみ有料化制度についての説明をしていただきたいと思います。

【議題2の説明】（家庭ごみ有料化制度について：資料3～6）

<資料3 家庭ごみ有料化制度について>

竹中課長：資料3「家庭ごみ有料化制度について」をご覧ください。

この資料は、これまでにご審議いただいた、各検討項目等の内容について、とりまとめたものでございます。

（1）目的と期待する効果

まず、「目的と期待する効果」に関しまして、

本市においては、さらなるごみの減量・資源化に向けた方策の1つとして、家庭ごみの発生・排出抑制及び分別排出を促進することを目的に、家庭ごみ有料化制度の導入を図るものとして整理しております。

また、2つの目的以外にも、制度の導入により期待される効果として、

- ごみの減量や分別に関する市民意識の向上と、ごみ減量・資源化につながる市民の行動の促進
- ごみの減量に努力する市民と、減量の努力をしないでごみを多く排出する市民との間の、ごみ処理の受益に応じた負担の公平性の向上

などの効果を挙げております。

(2) 家庭ごみ有料化制度の仕組み

続きまして、2ページをご覧ください。

ここからは、家庭ごみ有料化制度の仕組みについてでございます。

なお、前回までの資料と重複する部分は、細かい説明を省略させていただきます。

①対象品目について

対象品目については、家庭ごみ有料化の目的、ごみの出し方、市民の受容性等を勘案して決定していく必要があるとして、分別区分毎の方向性をまとめてございます。

まず、「ア ごみ」については、「燃やすごみ」と「燃やさないごみ」については、手数料徴収の対象とする必要があること、

「有害ごみ」については、有害性のあるごみの適正な分別排出を最優先する観点から、従来どおり無料で収集することが適切ではないかということでございます。

続きまして、「イ 資源物」については、

循環型社会の形成に向けた発生抑制の観点や、受益と負担の公平性の面からは「ごみ」と同様に手数料徴収の対象とすべきという考え方がありますが、

一方で、分別促進を重視する観点から、「ごみ」より低い手数料とすることや、従来どおり無料で収集することが考えられるところです。

具体的には、「ビン・カン」については、排出量が減少している現状や、

「紙類・布類」については、雑がみ等の分別排出を重視する観点から、従来どおり無料で収集することが適当と考えられるところでございます。

次に「プラスチック製容器包装類」について、発生抑制のために対象とすることを検討する必要がある一方で、分別促進を優先し、無料としていく考えもあり、意見の分かれるところでございます。

<資料4 家庭ごみ有料化制度におけるプラスチック製容器包装類の取扱いについて>

恐れ入りますが、ここで、資料4「家庭ごみ有料化制度におけるプラスチック製容器包装類の取扱いについて」をご覧ください。

こちらは、プラスチック製容器包装類を対象品目とする場合と、しない場合における比較をしたものでございます。

《発生抑制》

まず、発生抑制について、**対象品目とした場合**、循環型社会形成に向けた取り組みのうち、優先順位の高い発生抑制の効果が期待できるところでございます。

一方で**対象品目外**、つまり従来どおり無料とした場合は、資源物として分別すれ

ば無料であるため、発生抑制効果は低くなることが考えられます。

《分別促進》

次に、分別促進について、**対象品目とした場合**、資源物として分別しても手数料負担があるため、分別排出の動機付けが弱まる恐れがある一方、小売店における店頭回収や公共施設での拠点回収の利用が促進される効果が期待できるところでございます。

対象品目外とした場合は、資源物として分別すれば無料であるため、分別促進の効果が期待できる一方、資源化に適さないものや容器包装以外のプラスチックごみが、無料である資源物の中に混入して排出されやすくなる恐れがあります。

《市民の受容性》

次に、市民の受容性について、**対象品目とした場合**、市民の手数料負担が増加し、資源物の分別に取り組んでいる市民の受容性が低くなることが考えられます。一方で**対象品目外とした場合**、分別に取り組む市民の理解が得られやすくなることが考えられるところでございます。

《その他》

なお、その他としまして、**対象品目とする場合**は、手数料負担を減らすために、ペットボトルをつぶすなど、体積を小さくして排出することが促進され、収集効率の向上が期待できるところでございます。

このプラスチック製容器包装類の取り扱いについては、本日、再度、ご意見を頂戴したいと考えております。

<資料3に戻る>

資料3の3ページに戻っていただけますでしょうか。

②手数料の徴収方法

②手数料の徴収方法については、市民にとって、排出方法が簡単でわかりやすいことなどから、他市町村でも広く採用されている「**有料指定袋の販売による方法**」が適当であること。

③料金体系

③料金体系については、最初の一袋目から、ごみを減らそうとする動機付けが働きやすいこと、市民にとってのわかりやすさや、受益と負担の関係が明確であることなどから、

多くの都市で採用されている「排出量単純比例型」とすることが適当としております。

④料金水準

4ページ目をご覧ください。

④料金水準については、ごみの減量・資源化への効果、市民の受容性、他市の料金水準及びごみ処理費用に対する負担割合を考慮した上で、指定袋の容量1リットルあたりの料金水準を定めていくことが必要と考えられるところでございます。

<資料5 家庭ごみ有料化の手数料水準について>

恐れ入りますが、ここで、資料5「家庭ごみ有料化の手数料水準について」をご覧ください。

1ページ目は、前回の審議会にて会長のご提案で、委員の皆様から手数料水準について、用紙にご記入いただいた結果をまとめたものでございます。

ご回答内容を、手数料水準別に整理しておりますが、単純に平均値をとりますと、1ℓあたり1.67円という結果となりました。

なお、ご回答の中で

1リットルあたり2円とした中で、「ただし、戸別収集導入」と記載された方、理由として、「1人1日あたりのごみ減量目標」、「料金水準別のごみ減量効果」、「千葉県・東京都・神奈川県の実施市町村の平均」を挙げた方

「一度決めたら変動は大変だと思う」

といったご回答がありましたので、補足させていただきます。

続いて2ページをご覧ください。

参考としまして、3つのプランにかかる、現時点での収支試算をまとめてございます。

1の家庭ごみ有料化に伴うものとして、料金水準別の手数料収入の試算と、指定袋の製造などにかかる制度運営経費でございます。

なお、この試算では、燃やすごみと燃やさないごみに限定した条件で試算しております。

2のごみ収集回数の削減による影響額と、**3の戸別収集導入による影響額**につきましては、前回の審議会の資料をベースにまとめたものでございます。

3ページ以降につきましては、料金水準に関して、前回の資料の内容を抜粋したものでございます。

＜資料3に戻る＞

資料3の4ページに戻っていただけますでしょうか。

⑤指定袋の大きさ・形状

有料指定袋の大きさについては、現行よりも小容量のものを追加するなどして、複数の大きさの指定袋を用意する必要があること。

また、形状については、市民の利便性・取り扱いのしやすさなどを考慮したものとすることが適当であるとしております。

⑥手数料の減免等

次に、⑥手数料の減免等について、

減量努力が及ばないごみや、手数料徴収の対象となじまないごみについては、減免や支援措置の対象とすることが適当ということで、

具体的な例として、

「乳幼児、高齢者、障害者等の紙おむつ」などが考えられるところでございます。また、一定の経済的困窮者に対する減免措置については、手数料水準に応じた負担の程度を考慮して、その必要性を検討することが必要としております。

＜資料6 家庭ごみ有料化制度における減免等の方法について＞

恐れ入りますが、ここで、資料6「家庭ごみ有料化制度における減免等の方法について」をご覧ください。

前回の審議会におきまして、減免等の実施方法についてのご質問がございましたので、他市における、減免や支援措置の方法について、参考にまとめたものでございます。

例えば、紙おむつに関しては、千葉市のように、支援対象世帯に一定枚数の指定袋を配布する方法や、紙おむつであれば、指定袋以外での袋での排出を認めるという方法がございました。

＜資料3に戻る＞

(3) 制度導入にあたっての留意事項等

資料3の5ページに戻っていただけますでしょうか。

家庭ごみ有料化制度の導入にあたっての主な留意事項をまとめたものでございます。

①市民への説明・周知

家庭ごみ有料化制度の導入は、市民に新たな費用負担を求めるものであることから、円滑な制度の導入やごみ減量効果を高めるためには、市民の理解と協力を得ることが重要であり、制度を導入する背景と目的、期待される効果などについて、

市民に分かりやすく説明し、周知徹底していく必要があります。

そのためには、市民説明会の開催、広報紙やホームページによる情報発信など、多様な手段による周知活動を実施していくことが重要であり、特に、市外からの転入者や行政からの情報が伝わりにくい単身者、外国人などへの周知方法については工夫が求められるところがございます

②不適正排出・不法投棄への対応

続きまして、不適正排出・不法投棄への対応について。

家庭ごみ有料化制度を導入する場合、排出ルールを守らない不適正排出や不法投棄が増加するおそれがあります。

そのため、各地域のじゅんかんパートナーや自治会のほか、集合住宅の管理者等と連携して基本的な排出ルールの周知を進めるとともに、パトロールの強化や排出指導を通じて、ルール違反の未然防止対策の強化を図ることが必要です。

③手数料収入の使途・活用方法

家庭ごみ有料化制度の導入に伴う手数料収入については、その金額や使途を明確化し、市民に分かりやすく公表していくことが必要です。

また、ごみの減量・資源化に前向きに取り組む市民や地域への支援策の充実に活用していくことが望ましいと考えるところでございます。

以上で家庭ごみ有料化制度についての説明を終わります。

【議題2の質疑応答】

三橋会長：どうもありがとうございました。家庭ごみ有料化について、具体的な問題提起、考え方が説明されたと思います。これから皆さんに議論していただく訳ですけれども、今日は特にプラスチック製容器包装類の取り扱いについて、まず議論をしていきたいと思います。ご意見があればお出しください。

<プラスチック製容器包装類の取り扱いについて>

安藤委員：プラスチックについては、今現在、すごく（分別方法を）迷っていらっしゃる（人が多い）。洗濯物のかごもプラスチックでできているので、それをプラスチック製容器（包装類）で出している方もまだまだたくさんいますので。その辺（の分別）をはっきりしてもらいたい。

汚れているものはごみでいい、汚れていないものは資源物でいいなど。どこまで洗って資源物として出す、あまりにも汚いものはごみとして出すとか。私たちは勉強してきたのでプラスチック製容器っていうのが頭に入っているが。

それ（プラスチック製容器包装類）が無料になるとした場合、みんな（プラスチック製品や汚れたプラ容器も）そっちの方に出してしまう気がする。洗濯かご（な

どのプラ製品) とか物自体をどうしていくかをはっきりして欲しいと思います。

三橋会長：他に。はい、どうぞ。

石井委員：根本的にお聞きしたいことがあります。

クリーンセンターで廃プラスチックを燃やした場合、焼却残渣はどの程度出るものなのか。また、有料化になって、可燃ごみからプラスチック（製容器包装類）に（分別が進んで）物が動いた場合、今の廃プラの選別施設が間に合うのかどうかをお聞きしたい。製鉄運輸の処理能力があるのかどうか。

三橋会長：その点について事実確認ということで、説明してください。

川島所長：焼却残渣量について、プラスチック類の残渣率の具体的な数字はありませんが、通常の焼却灰の残渣率は12～13%くらい。プラスチック類はそれよりは低いものと思っております。

石井委員：製鉄運輸の処理能力のキャパについて、今後増えた場合に処理能力はあるのか。

村越課長：プラスチックの選別、当初は、処理施設だけだったが、今はストック場所を設けて、処理をしている。今の段階では現在の施設で行けるのではと考えています。

石井委員：ありがとうございます。

三橋会長：プラスチック製容器包装類を有料とするか、無料とするかについては、非常に悩ましい問題なんですね。みなさんの意見を総括して答申ができればいいと思いますので、ご発言いただければ、参考にさせていただきますので。

柳沢委員：マヨネーズの容器、主婦はいつも、どっちにしたらいいのか迷うんです。きれいにするためには水をすごく使う。水では落ちないのでお湯だとか、いつも迷っています。迷ったら、燃えるごみとかコマーシャルがありましたけれども。

すごく汚れたトレイも同じ。水をたくさん使うと水が汚れるんじゃないかとか環境的にも考えると、どちらにしたらいいのか。少しのよごれならプラ容器で出せるが、資源化する際に費用がすごくかかるのではないか。その問題も含めてはっきりさせないと有料化はできないのではという気がしております。

三橋会長：今の時点で、プラ容器を有料化すべきか、無料にすべきか。そう簡単に割り切れないという意見でも結構ですから。自由にお出しください。

安東委員：ペットボトルだけ別にする。ペットボトルはみんなきれいにしている。ペットボトルとそれ以外のプラスチックと2つに分ければ、私たちとしてはわかりやすいと思います。

松本委員：安東委員の意見と全く同じ。前回もその件は申し上げたように、ペットボトルについてはみんな意識が高いんですね。地元でも、ラベルをはがして、キャップをはずして、つぶしてということをしています。ペットボトルだけは無料にしては。トレイなどその他のプラ、私は工場へ行って、分別されて様々なものになるのを見たんですけど、どの程度資源になるかわかれば納得がいくのですが、その辺はいかがでしょうか。

三橋会長：プラスチック製容器包装類について、委員の皆さんから、いろいろな意見が出されました。それに対して事務局の方で、例えばマヨネーズの容器についてこれまでどうしようと指導してきたのか。これからどのように考えているのか。今ここでは、ペットボトルだけは別扱いにして、他のプラスチック製容器包装類は有料にしてはどうかという意見も出ています。

それについて、何かご意見があればお聞かせください。

竹中課長：プラスチックの分別排出についてでございます。手前どもで市民の皆様をお願いしているのは、汚れておりますトレイなどは、食器の洗い水などに軽く潜らせて水を切ってお出しく下さいとお願いをしています。

マヨネーズ、ケチャップなどチューブ類については、使い切って出していただければ結構です。無理に輪切りにして、中を洗ってまでとはお願いしておりません。ところが、12分別を導入してからかなり時間がたっていますが、今、意見交換会などを行っている中で、そういった話が結構でるんです。製品プラスチックの分け方はどうなのとか、容器トレイの汚れたものとか、チューブの出し方とかどうなんですかと。

私どもも反省すべき点ですね。プラスチックを有料化するしないにかかわらず、わかりやすい周知をしていかななくてはということには反省しています。

プラスチックの分け方に特化してチラシを作ってみて、集中的にお願いするとか、例えばですけれども、そういった方法も検討していかないと考えております。

収集方法。ペットボトルだけにしてはどうかということについては、本市のように、プラ容器とペットボトルを混合で袋に入れて出しているのは、稀な例だと思います。汚れたプラ容器と一緒にして、せつかくきれいにしたペットボトルが汚くなってしまふとかあるんですが、これを船橋市のようにペットボトルだけとすると、収集方法としてコストなども検討しなくてはならないと思います。

まとまりませんが以上です。

三橋会長：プラスチック製容器包装類については、行政の方としても腰が定まっていなく、ふらふら迷っている状態。それほど、これは悩ましい問題なんですよ。

安東委員：収集方法は変えずに、ペットボトルと他のプラスチック製容器包装類の袋を分けて、同じ日に出せばいいのでは。ルートを変えればということではなく。

柳沢委員：私も普段ペットボトルと他のプラ容器は別の袋に分けて、結わえてこぶのようにして出しています。その方が仕分けしやすいと考えて。

村越課長：プラスチックの収集について。プラスチックで一番問題なのは軽いということ。風の強い日は、飛んで行ってしまふ。仮にペットボトルとその他のプラ容器包装類を別に出していただくと収集の車は、今以上必要になる。今はペットボトルと容器包装が一つの袋に入っていると、ある程度圧縮されて、押した状態で出されてくる。

ペットボトルだけだと、空気のような状態。別に収集するとして、今よりも2台

から3台多くなる。今は、プラスチック容器が入っているので、圧縮されて今の容量になっている。ペットボトルだけだと圧縮率はもっと低い。

今の容器包装が選別されて、汚れは資源化の際に引き取り側の方に基準がある。異物混入率が何パーセント以下とかでランク付けがされる。実際には今のところは、袋をそのまま収集している、汚れを気にして2つに分けるとなると、やはり台数が増える。

安東委員：汚れは気にしていない。私たちの認識ではペットとプラ容器は分けて処理されていると思っている。仮に分けて出しても同じ車であれば一緒になってしまうのか。私たちの感覚としては、ペットボトルだけは、どっか別のところに行っているのかなど。

村越課長：集めたときは一緒だが、最初の段階で袋を破いて、ペットボトルとその他の容器を最初の段階で分ける。その次の段階で、ペットボトルだけ別のラインへ行くとするシステム。

袋は最初の段階で破ってしまう。入り口は同じところ。

三橋会長：ペットボトルについては、容器包装リサイクル法があって、リサイクルして使うという形で、一定のところを持っていけばメーカーが再生するというシステムができています。

大場委員：今の話で。同じ思いですね。一つはペットボトルは、議長が言われたとおりに、基本的にはリサイクル法で資源化されるという認識がありますので。

私の家庭の中では完全に分けて、ペットボトルはペットボトルで分けて出します。プラスチックはプラスチックで、スーパーで買ったプラスチックやトレイだとか、プラスチックのごみのときにだします。

今回の中で、有料化されると一般ごみ（可燃ごみ）に混入してくると。プラスチックごみを有料化するのであれば、ペットボトルは外すべきだと思いますし。仮に市民ができないのであれば、努力しなくてはならない部分だと思いますし。プラスチックを有料化するのであれば、燃やすのか、資源化するのか、そこは明確にしたほうがいいと思います。

今回、なぜ有料化するのか、最初に市民にアナウンスされているわけで、今回の政策の誘導として悩ましいところがあるんでしょうけれども。市民は分別するときに悩む。これは有料化だから、完全に資源化されない。という考えが浮かんでくるんですね。燃やしちゃうんだねとか。燃やさないんだけど、ただ有料になるんですよ。その部分がきちっと説明できないと、これは納得いかない。ややこしいと思いますけれど、どっちかにするんであればきちっと市民が納得するような形にしていかないと進まないと思います。

三橋会長：ありがとうございます。その点について何か考えていることがあれば説明してください。

竹中課長：プラスチックにつきましては、現状として燃やすということは考えておりません。リサイクルするという事で今後もやっていくつもりであります。せっかくプラ

スチック容器包装類とペットボトルを分けていただいているにもかかわらず、週1回の手前どもの公共収集の時には同じプラスチックの袋に入れて出して、私どもの方でそれを収集して、中間処理施設でラインでもってペットボトルと分けているというところがございます。

その反面、ペットボトルだけ、例えばですけれども、公民館等の軒先に置いてありますサイコロ形の網のところでお出しいただく方法ですとか、大型店舗の店頭回収にお出しいただくといったことも促進できればなと考えております。

補足として公民館等の公共施設で回収されているペットボトル。あれは同じ中間処理施設に持っていかれますが、ペットボトルは先ほどのラインで、ペットボトルが落ちてくるところに、そこだけあけられますので。非常に分別の効果は高いというところですよ。

三橋会長：プラスチック製容器包装類をどう扱うかということについては、今、多様なご意見が出ましたので、それを参考にしつつ、最大公約数的な取りまとめを事務局で検討いただきたい。

<手数料について>

三橋会長：次に、今日、議論いただきたいのが、手数料水準の問題と、コストの問題ですね。その辺について自由なご意見をお出しいただければありがたいと思います。この審議会の委員の皆様は前回、手数料水準はどれくらいがいいかということ、自由にお書きいただいた中で、10あたり2円あたりが相当ではないかというのが4名。1.5円～2円が3名。1.5円～1.6円が1名。1.5円が3名。大体、委員の皆様の平均的な考え方は、10あたり1.5円～2.0円の中に納まっているのかなという感じが、前回、委員の皆さんにお書きいただいた結果になっています。

また、資料5の2ページでは、手数料収入及び戸別収集のコスト増加など、議論していただくためのたたき台の数字が書かれています。これらを参考にして、どうぞご自由に、ご意見、ご感想をお出してください。

岩田委員：手数料水準ですけれども、有料化による手数料収入の資料を出していただいているのですが、これで大きく儲けようということは全く考えておられないでしょうし、そもそも目的がごみの減量化というのが基本的なことだと思います。

市民に、こうだからいくらということを言えなければ。理屈、根拠は必要だと思います。私が前回思ったのは、ごみの減量の目標が19%から20%という資料があったと思うのですが、それを一つの目安にすれば、理屈をつけると、資料5の3ページに、料金水準と抑制率というのがあって、例えば20%抑制するには10あたり1～1.49円とかですね。

あるいは近隣市町村では1.5円弱といった数字を見ると、このあたりだと説明もしやすく、市民の方も納得していただけるのではないかと思います。

要は減量の目的、こうしたいので、他の市町村の例をみてこれぐらいなんだと、今、手元にあるデータから理屈が付きやすいのではと思いました。

三橋会長：ありがとうございます。いろいろ今まで説明会を開いてきましたよね。説明会の中で、市民の皆さんは、料金水準について、だいたいこれくらいかなという意見の資料はありますか。

竹中課長：資料2、別紙の「意見交換会におけるアンケート集計結果（速報値）」の2ページをご覧くださいませでしょうか。そこの問3でございます。

ばらつきがございますが、「1月あたりどの程度の金額であれば負担してもよろしいですか」という問に対し、月500円が25%で一番高くなっております。なお、現状での速報値ですから。

三橋会長：月500円というのは、リットルあたりに換算するといくら位なんですか。

竹中課長：同じく資料2のパワーポイントの資料13ページをご覧くださいませ。枠右下に小さくページがふつてあります。

「燃やすごみを対象とした場合の手数料負担額の目安」ということで、500円というのがあてはまるのは、

- 1) は450のごみ袋を週3回排出するとした場合で、10あたり1円なら、1月で540円
- 2) は450のごみ袋を週2回排出するとした場合で、10あたり1.5円なら、1月で540円
- 3) は300のごみ袋を週2回排出するとした場合に、10あたり2円ならば、1月で480円

こんなところになっております。

三橋会長：それでは、手数料の水準については、委員の皆さんの考え方、また、市民の皆さんの考え方も、ひとつコンセンサスがある感じがしますね。だいたい1.5円から2円くらいの間でしょうか。

おそらく答申を作る場合でも、2円が好ましいというよりも、例えば1.5円～2円が好ましいとか、そのような書き方になると思うんですね。最後は行政が市長の下で決めると、いくらにするかということですね。この幅を提示するのがおそらく答申になると思います。その辺はご理解いただきたいと思います。

<3つのプランに係る収支試算について>

三橋会長：それでは、資料5、2ページの収支の問題について、ご意見あれば自由にお出しください。

柳沢委員：このページを見てびっくりしたんです。というのは、戸別収集のコスト増加額。非常に費用がかかる。有料化とプラマイしてみると非常に厳しい状況。ごみが減ること事態を目的にしているわけですから、10%減少した場合ということだと

思うんですけど。それでプラスマイナスいろいろ出てくるんだなという感想です。

三橋会長：ご指摘のとおり、私もこれを見て、戸別収集のコスト増加が5億円でしょう。

有料化の手数料収入が、1戸あたり1.0円の場合で4億4,300万円、2.0円の場合で8億8,700万円ですから。これに対して、戸別収集導入による収集のコストがこれだけ大きいと市民の皆さんへの説明が難しいのではと思いました。是非皆さんの意見を伺いたいと思います。

戸別収集導入によって5億円も増えてしまうのであれば、戸別収集を一律に実施するのがいいのか、戸別収集と従来のやり方（集積所収集）を組み合わせるとコストが下がるのか、いろいろと考え方はあるかと思います。

それについて是非、皆さまの率直なご意見をお出しいただければと思います。

石井委員：有料化になると不適正排出をいかに適正にもっていくのか、ここには載っていませんが。今も指定袋制で、レジ袋を使う人がいらっしやる中で、それを、有料化した場合に有料袋を使わせることが必要となってくると思うので、その費用とか、どのような考えをもって進めていくのかお聞きしたい。

竹中課長：今現在も、不適正な排出への指導・対応は進めているところでございます。ある程度、この集積所がよろしくないということは、絞りだされてきている状況です。一度、不適正な排出をされたごみ袋については、取り残しをして張り紙をします。それでも、改善されない場合には、周辺のポスティング等で指導しているところです。それで感じたことは、そういう指導により、かなり改善が望める。それでも改善されない部分については、集中的に、人員、ポスティングを導入していく。そういったことを考えております。

今行っている対策の結果報告は、ここにはないのですが、ある程度の手ごたえは感じています。

大場委員：この表を見て（資料5の2ページ）、言わざるを得ないのですが。

先に広報でごみの減量・資源化に向けてということで、最終処分場が1年間に焼却灰など約5億円。これだけかかっていますということですよ。アナウンスがあった。

それから、クリーンセンターの建て替えが迫っていて、ごみを減量・資源化すれば約10億円減る。これが説得力がなくなるんですよ。市民は、最終処分場の問題は、他市にお願いしているのじゃない、迷惑をかけてはいけない、減らさなければいけないと、これは良くわかります。私たちも、市民の方に仕方ないんだという話はできるんですけども。

ただ5億円かかって、費用対効果という。税金が減っているわけではなく、さらに5億円徴収しているだけです。それに見合ったごみの削減、それでもって収集のクオリティが上がればいいですよ。

前回の議論でも出できた、集合住宅の収集回数が減った場合の問題とか、戸別収

集にすれば、収集までに時間がかかるとか、逆に問題がでてくる。この5億円をどこに使うということを書えなければ、この話は進まないのでは。

三橋会長：この問題は、今日の議題（3）「ごみ収集回数の削減及び戸別収集の導入について」に密接に関連しますので、先にその説明をしていただいて、改めて議題できればと思います。

【議題3の説明】（ごみ収集回数の削減及び戸別収集方式の導入について：資料7）

竹中課長：資料7「ごみ収集回数の削減及び戸別収集の導入について」をご覧ください。

（1）ごみ収集回数の削減について

①分別区分毎の方向性

①分別区分毎の方向性ですが、収集回数については、ごみの減量や資源物の分別促進、現在の収集量や収集効率の維持の観点のほか、近隣市等の状況を踏まえて、削減を検討することとなりまして、具体的な品目毎に申しますと

まず、「燃やすごみ」については、ごみの減量や資源物の分別排出を促進するため、現状の週3回から週2回へ削減する、

「燃やさないごみ」及び「有害ごみ」については、現状で、一人当たりの収集量が少ないことや近隣市の状況を踏まえて、現状の週1回から2週に1回へ削減する。

また、資源物のうち、「ビン、カン」については、ペットボトルなどの軽量素材へのシフトが進んでいることなどにより収集量が減少していることから、現状の週1回から2週に1回（各週）へ削減することとしております。

一方で、資源物のうち、「紙類、布類」及び「プラスチック製容器包装類」については、収集回数を削減する「燃やすごみ」からの分別排出を促進するため、現状の収集回数を維持することが適当と考えるところでございます。

なお、家庭ごみ有料化制度を導入した場合の効果として、ごみの重量及び容積が減少することから、収集回数の削減によって収集効率を維持する効果や、

また、戸別収集を導入する場合に想定される収集効率の低下をやわらげる効果も期待できるところでございます。

②収集カレンダーの変更イメージ

2ページ目をご覧ください。

②収集カレンダーの変更イメージとして、ただいまご説明しました内容で「収集回数の削減」を実施した場合の収集カレンダーの例でございます。

現在、月曜日から土曜日まで何らかの収集が実施されていますが、変更例では、「燃やすごみ」等の収集回数を減らすことにより、水曜日が収集の無い曜日となります。

その結果、「燃やさないごみ・有害ごみ」と「ビン・カン」については、隔週の収集となっております。

③ごみ収集回数削減時の留意点

③ごみ収集回数削減時の留意点としましては、削減対象としたごみの祝日収集の実施、分別排出の対象とならない生ごみ対策の推進、既存のごみ集積所のキャパシティ、などが挙げられるところでございます。

(2) 戸別収集の導入

次に、3ページ目の (2) 戸別収集の導入 をご覧ください。

①戸別収集方式の概要

①戸別収集方式の概要として、建物ごとに、各世帯が道路に面した場所にごみをお出しただいて、これを収集する方式であります。

排出ルールの遵守等、排出者責任の徹底につながることを考えられること。

②対象世帯

②対象世帯として、原則として、戸建住宅が対象となりますが、ごみ収集車の通行が困難な道路狭あい地区など、地形や道路の状況などの条件によっては、対象とすることが困難な場所が想定されます。

なお、本市の約3分の2を占める集合住宅の世帯は、引き続きごみ集積所に排出することとなります。

③期待される効果

③次に期待される効果として、

- ごみ減量・分別に関する排出者の意識の向上、取り組みの促進
- ごみを排出した世帯が明確になり排出ルールが守られる

といったごみの減量・分別の促進、ルール違反の減少に関する効果や

- ごみを出す場所が近くなることで、高齢者等のごみ出し作業の負担軽減
- ごみ集積所の清掃などの維持管理の負担減少
- ごみ集積所に関する住民間のトラブルの減少

といった、ごみの排出や集積所に係る負担軽減の効果が期待できることをまとめております。

④デメリット・留意点等

④デメリット・留意点等といたしまして、

デメリットについては、集積所収集の場合よりも収集効率が低下いたしますので、収集車両や作業員を増やす必要があるため、収集費用が増加することが挙げられます。

戸別収集を導入した場合の現時点でのコスト試算としましては、現在の家庭ごみ収集運搬費用が年間約16億5千万円かかっている状況ですが、戸別収集導入市町村の状況を参考にして、本市においても約30%の増車が必要と考えた場合には、年間約5億円のコスト増が見込まれるところでございます。

なお、最後に、その他の留意点としまして、

- 戸別収集の対象外である集合住宅や道路狭あい地区への対応
- 現状で排出状況や維持管理に問題のないごみ集積所の取り扱い
- カラス対策
- ごみ排出者のプライバシーへの配慮

などが考えられるところでございます。

ごみ収集回数の削減及び戸別収集の導入についての説明は以上でございます。

【議題3の質疑応答】

三橋会長：それでは、今の説明に対してご意見があれば、自由にお出してください。

原木委員：2つありまして。1つは燃やすごみの収集回数が週3回から週2回になりますと、一番心配なのが夏場の生ごみだと思えます。この辺は、各家庭で相当苦労されると思えますので。

もう1つは、ビンカン・紙類・布類は、1つの業者が全部回収しているのでしょうか。2つですか。有害ごみがまた別の業者なら、3社でやっておられるのですね。

私が言いたいのは、燃やさないごみや有害ごみはあまり出ない。量が少ないので、ビン・カンと一緒に日にして、業者を絞り込むことはできないのだろうかということをお聞きしたかった。

松本委員：前回は申し上げましたが、前回はその他の中身を徹底するとかで何となく濁された気もするんです。

資料7の1ページ目の、燃やすごみは週2回で妥当だと思うんですが、ビン・カンや紙類は月1回で十分ではないかと思えます。自分の自治体は1,500世帯ですが、結構巡回しておりますけれども、出ている量は少ないです。何回も言わせていただきますが、5億円を見るとショックを受けますので、そういう部分を削減できれば。

もう1点。狹隘地区の戸別収集はしないとのことですが、今、私どもの自治体で、急激に新興住宅地が増えたところがあります。そこは何回、要領を持っていても、納得しないのか、いい加減で、キレそうな部分なんですけれども。この狹隘地区はかなりあるんです。ここをなんとかできれば、私はなるほどと思うんですが。狹隘地区があるから5億円だと思ったんです。そうではないということで、その辺をもう少し検討していただければと思います。

三橋会長：他に。今と関連したことで。

安東委員：要するに5億円というのは、全世帯を戸別収集にしたときのお金ですか。

竹中課長：狹隘地区を除いて。

安東委員：その他で、それだけかかるんですか。今みんな普通に出してますよね。10軒位。私たちが今やっているところは戸別になるってことですか。

石井委員：エリアを示さないとわからないのでは。

村越課長：車が入っていけないようなところは、この計算に入っていないです。

安東委員：私たちのことを戸別収集するから5億円かかるということですか。

村越課長：一般のお宅は道路上に置き場がありますよね、車を横付けできるところをある程度戸別化して行って、そうしますと30%増車が必要となって、金額としてはこのくらいかかる。

安東委員：大和田には、わりと狭いところはないじゃないですか。そういう人たちは、全部戸別収集になっていくと。狹隘は別として、全ての人たちが5億円を出して、みんなで戸別にしてもらおう。戸別に決まっちゃうんですか。全員が。

吉野部長：今、戸別収集につきましてはまだ検討しているということで、やるということにはなっていないです。仮に戸別収集をしますと、狹隘地区を除いて5億円かかります。狹隘地区をやるということになると、さらに数億円かかりますので。そういう金額がかかるということだけお伝えして、審議会の皆様に付記していただきたい趣旨です。

あと、手数料の収入から必要経費を除いた金額がでてきますので、それをどのような形で有効に活用したらいいのかということも、今、検討課題となっています。

安東委員：戸別収集にならないということもあるんですか。

吉野部長：今、市民の皆さんの意見交換会をやっているのですが、そういった意見を集約した中で、どのような方向性にしたらいいのかということも、今まさに検討しているところです。

それとあわせて、審議会の皆様にもいろいろと議論していただいて、その内容も踏まえて、今後の方向性といったものを考えていきたいと思っています。

安東委員：絶対ということじゃないんですね。

吉野部長：はい。それを今、議論していただいています。

三橋会長：今の件ですが、例えば、資料7の3ページをご覧くださいと、市川市では、全世

帯の2/3が集合住宅になっています。そうすると、仮に、戸別収集する場合には、1/3の世帯のために5億を掛ける事が必要なのかという議論をしていただいて。審議会の皆さんが1/3のために5億円は無理ではないのか、従来の集積所収集でいいじゃないのか、という結論を出すのであれば、それはそれとして審議会として受け入れることになるのでね。

それを議論して欲しいということです。

福島委員：確認ですけれども。今、会長が言われましたけれども、全世帯の2/3が集合住宅ですから、今の家庭ごみ運搬費用のうち約2/3は集合住宅にかかっていると。残りの1/3が戸別に転換して、そのうち狭隘道路地区は外されて従来どおりとなると、1/3よりもっと少ないところが、増車が必要で5億円のコスト増だと、ちょっと高い感じはします。それは前回説明していますので、また精査いただければと思います。

今日いただいた資料2でアンケートが出ているんですけど、1ページの「エ）住まいの形態」のところで、戸建ての方の回答比率が92%ありまして、その次の3ページの「問5、戸別収集方式を導入することでどう思いますか」で、2番目の「実施しなくてよい」が52%で半分以上あるわけです。戸別の対象となっている戸建ての人たち自体が、あまり歓迎されてないと。戸別収集を導入する際のメリットとか、効果ですが、例えば

- ステーション管理の負担が軽減される
- マナーを守らない方の周知徹底が推進される
- （高齢者等の）ごみ出しの負担が軽減される

とか、いろいろあると思うんですが、その辺が（回答された）市民の方にきちんと理解されているのか、またはされていないでの（アンケート）結果なのか。

それとも、「戸別でなくて本当にいいよ」と言っているのか。問5の答えの理由をもっと深く知りたい。その辺が必要ではと思いました。

現状のアンケートでいきますと、市民の（戸別収集の）対象となる人たちが求めているのであれば、無理にやる必要はない感じがします。

竹中課長：先ほど資料2でお配りしたパワーポイントの資料の中で、戸別収集はこんなものです、こんなメリットがありますという説明をして、最後にこのアンケートを頂戴しておりますので、ある程度のご理解はいただいているのかと思います。

おっしゃるとおり、対象となる方々が、現状の集積所収集で何も問題がないというのならば、そこに無理強いするのもいかなものかと思います。

ただ、その半面、意見交換会においていただいて、是非（戸別収集を）やって欲しいと震えながら訴える方もおりましたのは事実であります。そういった声は、汲んでいかなければとも考えているところであります。

松本委員：私が質問した、資料7、1番の分別区分ごとの方向性についてですが、回数の削減はこれ以上はできないかについて回答をいただけていないのですが。

竹中課長：申し訳ありません。ビン・カン、紙・布、有害ごみについては、副会長が月1回

でよろしいのではないかということですが、量的に見て、それで大丈夫かを精査しなければいけないのですけれど。

その中で、ビン・カンには収集回数を減らしたいと考えておりますので、激変を避けるということもあり、今まで月に4回やっていたものを、まずは月2回に。やってみて、手ごたえをみて、収集量を見ながら、変更することもありえるのかなと思います。

紙類・布類については天候が大きく影響するんですね。この9月の例ですと、雨によりまして、2週も3週も出せないことになると、ご家庭の中で、嵩張るものですから。

これを排出していただくことによって、今まで燃やすごみに入っていた紙が分別排出されるのを望んでいますので、週1回の排出日としてやっていけたらなと考えております。

松本委員：わかりました。まだまだ説得力に欠ける気もいたします。紙類、布類いかがですか。これが週1。私、ずっと回っているんですけども。

安東委員：紙類などは月に1回もいない人もいますよ。新聞収集の日に出さない人もいます。個人差がある。あんまり回数が少なくなってしまうと。

今は、週1必要だと思っています。

柳沢委員：ビン・カン、紙類、布類を今は一緒に収集してるでしょう。2週に1回でいいと思っています。ビン・カンも月1回はきついです。ビールを飲むお宅とかあって、結構出ているので。紙類、布類は月2回ぐらいでどうか。個人的な意見としては。

松本委員：有害ごみは危険性の回避とわかりました。

原木委員：先ほど言った、集約して回収できないかという問題は。

村越課長：今の体制から、こうゆう形で出すと、台数はある程度削減はできます。燃やさないごみは週1回だとあまりでない。袋が小さすぎる。これを2週に1回にすると、ある程度の量は出てくるけれどもそんなに大量にはでないと考えている。車事態は全部回らなければいけないが、もっと合理化はできる。

原木委員：燃やさないごみ、ビン・カン、紙類で業者は1社になるんですね。同じ業者に。

村越課長：いや、違う業者で。ある程度こういう形で見直しを行えばもっと合理化できる。

三橋会長：先ほどの収集回数で、紙類・布類は月2回でいいという意見もあるので、改めて検討してください。

では次。

大場委員：資料7の3ページの④デメリット・留意点。

特にその他の留意点で考えますと、現状で排出状況や維持管理に問題のない集積所の取り扱いだとか、あと、カラス対策。今回一律に戸別収集ということではなく、問題がないところはそのままという部分があると思うんですね。

金網でカラスの問題で悩むこともなくなるとか。あと、駅の周辺は収集車が30%増えると渋滞が増えますし、違う問題がでて来ますよね。住民の方はどう考えているかわかりませんが、様々な問題があるので、現状、地域にあったところを、細かくですね、やはり、一律ではなくて、地域で合った形の収集方法を考えたらいいのではないかと思います。

三橋会長：それではですね、いろいろなご意見が出たので参考にさせていただくとして。

戸別収集も絶対的なものではないということで、様々な意見が出て、戸数で言えば1/3以下で5億円はいかがかという問題もありますので。その辺はうまいやり方があれば。一部を戸別収集にして、多くは従来のやりかたを踏襲するという組み合わせもあるわけですから。そういうことを十分に吟味したうえで検討してください。

それでは、プラスチックと戸別収集に限った議論をしましたが、その他、今日議論した中で、意見があればお出しください。

安東委員：自分の庭の木を切ったものって結構出るじゃないですか。そういうのを資源化の方にまわすことはできないのか。それをチップにしたりとか、普通のところからでたものはできないのか。

川島所長：クリーンセンターでは持ち込まれた剪定枝とかについては、一部チップ化して、チップを敷き詰めますと雑草が生えないような、そういうという取組もしています。

過去にはチップと循環堆肥を作っていました。給食の残渣を一時生成物と混ぜ合わせて。堆肥として販売していたこともありますが、放射能の事故以来、循環堆肥が作れない状況で、今一部はチップ財として、敷き慣らして雑草抑制という取り組みをしています。

剪定枝については、他にも色々な資源化の取り組みがございますので、研究していきたいと考えております。

原木委員：この前、ある方にお話ししましたが、市民の方々に理解してもらうために、市の庁舎や行徳支所で動画を流すことや、その脇にアンケート用紙を置いて、市民の皆さんにもっと理解を深めてもらうのはどうかという話をしたがどうかでしょうか。

竹中課長：本庁市民課とか、モニターがあるところと調整をしたのですが、機材が違うスタイルでして、DVDを繋げて放映することはできないという回答でありました。その代わりとして、できる場所については、手前どもで所有しております大型バスなどで、市民の皆さんが使うときに流すようお願いをしたり、集団検診の待ち時間を利用して流すなどの対応は致しております。

原木委員：実は私、23日に自治会の研修旅行でDVDを流しまして、アンケートも全員に配りまして、9割以上に人に書いていただきました。

また、今月の29日に社会福祉協議会のバスの研修旅行があり、そのとき40名ほどいらっしゃいますので、DVDを流したり、アンケートを取ります。以上です。

竹中課長：ありがとうございます。

三橋会長：それでは、ほとんど議論が出尽くしたと思いますけれど。一転、資料6、家庭ごみ有料化制度における減免等の方法について。参考のために伺いたいんですけど、市川市の場合、経済困窮者はどの程度いるのですか。わずかなものなのか、かなりなものなのか。わかったら教えてください。

竹中課長：定義が難しいところもありまして、おさえてはおりません。申し訳ありません。

【審議の終了】

三橋会長：それでは、今日、必要な議論はしていただきました。

今日の議論について、後で思いついて、このことは言っておきたかったということがありましたら、別途、事務局の方に電話なり、メールなり、ファックスなりでお知らせください。

以上をもちまして、今日の会議の終了の時間になりましたので、本日の議題は終了したいと思います。

事務局から連絡事項等あればお願いします。

【事務連絡等】

竹中課長：次回の当審議会の開催日についてお伺いいたします。

12月22日（火）10：00から開催したいと考えております。

既にご予定があつて、ご都合がつかない方がいらっしゃいましたら手をあげていただけますでしょうか。

—金子俊郎委員 挙手—

ありがとうございます。

ただ今、手をあげていただいた方には申し訳ありませんが、12月22日の開催で準備を進めさせていただきたいと思います。

なお、正式な開催通知は、後日、改めて郵送させていただきたいと思います。

場所は、こちら（市川南仮設庁舎）でお願い致します。

竹中課長：また、内容といたしましては、本日まで審議が行われました答申の案についてご審議いただく予定でございますので、どうぞよろしくお願い致します。

以上でございます。

三橋会長：それでは、次回は答申案といたしますか、たたき台といたしますか、大まかな方向を

事務局から提示していただきますので、それについて議論をして、最終的な答申を決めたいと思います。

来年の初めということになりますかね。1月くらいですか、最終的な議論は。

竹中課長：1月の中ごろに。

三橋会長：ということなので、もう少しなのでよろしくお願い致します。

【閉 会】

三橋会長：では、本日はお忙しいところお集まりいただきありがとうございました。

(閉会：午前12時00分)